

埼玉県建築工事に伴う災害、公害及び事故防止対策要領

制定	昭和62年	4月	1日
改定	平成17年	10月	1日
改定	平成23年	4月	1日
改定	平成29年	4月	1日

監督員は、常に災害、公害及び事故（以下「災害等」という。）を未然に防止するよう受注者を指導監督し、受注者は、積極的に、また監督員の指導監督のもとに、台風等災害の発生が予測される場合はもとより、常時の安全管理及び公害の防止に努めるものとする。特に近隣地域住民などへの第三者に対する重大な災害等は絶対に起さないよう努めなければならない。

第1 緊急時における連絡先

受注者の事務所内には、次に掲げる緊急の際の連絡先を明示する。記載事項は、連絡先とその住所、電話番号とする。

- (1) 発注者側 監督員、課長（所長）、施設管理者等
- (2) 受注者側 現場代理人、主任技術者、会社責任者、下請負人等
- (3) 関係官公署等 労働基準監督署、消防署、警察署、市・町村役場、救急病院、電力会社、電話会社、供給ガス会社、水道事業管理者等

第2 安全管理

受注者は、随時、次に掲げる事項について巡回点検し、確認する。また、工事施工中に実施する各種検査、試験に当たっては、災害の発生を予防する十分な防護対策を立てるとともに、その安全性について確認するものとする。

- (1) 養生張りの保全状況（落下物発生時の安全性等）
- (2) 危険物貯蔵、火気取扱場所の保安設備状況（貯蔵物、付近の整頓状態等）
- (3) 足場、栈橋類の保全状況（丸太、足場類の緊結状態、材質の変化等）
- (4) 消火設備の機能状況（公設消火栓付近の整頓状況、備付け消火器具の数量、機能等）
- (5) 搬入資材の整理状況（集積状態等）
- (6) 建設機械（諸設備を含む。）の保全状況（建設機械の機能、安全性、休止中建設機械の機能安全性、工事進捗に伴う移動、固定が長期の慣れ、その他に起因する建設機械の倒壊等の懸念の有無等）
- (7) 仕様書で災害の防止に関して規定する事項

第3 公害に対する予防措置

受注者は、次に掲げる公害に対し十分な予防措置を講じ、必要に応じて、監督員に意見を求めなければならない。

- (1) 大規模な根切り工事等による地盤沈下障害
- (2) 騒音、振動による障害

- (3) 粉じんの飛散
- (4) 搬出土などによる周辺道路の汚れ
- (5) コンクリートの散乱、吹付け材などの飛散による汚れ、くい打ち工事による油滴の飛散による汚れ
- (6) 排水処理の不適
- (7) 電波障害
- (8) 日照障害
- (9) 道路に近接した現場の場合の道路交通障害
- (10) その他予想される公害

第4 台風災害の発生が予想される場合の予防措置

受注者は、災害及び事故防止に対する点検等の受持ち範囲を明確にし、また、責任者を定めて次の事項を行うものとする。

- (1) 事務所、宿舎、下小屋、倉庫等の火の元、電気、ガス、危険物等について事前に点検を行い、使用者に対しては災害時の対策を指導する。
- (2) 型枠、木材、板類、木片、生子板、養生網、シート類、砂利、砂、安全標識等現場内に集積してあり飛散するおそれのある物は、倉庫等に収納するか又は飛散しないよう適切な措置を行う。
- (3) 現場内の雨水は釜場を設け、適宜集水の上、排水を行い、必要に応じて予備ポンプを用意して水はけに対処する。
- (4) 根切り後の土砂が、雨水等により流出しないようにする。
- (5) 型枠、道板等が高所にあり飛散しやすいものは、取除くか、又は緊結等を行う。
- (6) 柱、壁等の立上り鉄筋は、頭継ぎ、筋かい等により補強を行う。
- (7) 建込中の型枠は、その程度により撤去するか、又は補強を行う。
なお、建込完了のものについては適宜補強する。
- (8) コンクリート養生期間中の支柱類については、点検し、必要に応じて補強する。
- (9) 土の上に直接支持する支柱（特に庇及び片持ちばり）については、足元に雨水が流れ込まないような措置をする。
- (10) 鉄骨の建方で本締めが完了していない場合には、とら綱、仮筋かい等により補強する。
- (11) 特に大きな開口部でガラスの入ったものは、パネル等により破損防止の養生を行う。
- (12) 建物の構造により風が通り抜ける場所には、その周囲について特に補強を行うか、又は風道となる箇所を塞ぐ方法をとる。
- (13) 鉄板葺（特に長尺鉄板葺）、スレート葺等の建物は屋根材が飛散しないように補強を行う。
- (14) 各種タワー、クレーン、くい打ち機等不安定なものは、とら綱、とら尻の点検を行い、必要に応じて補強するか、場合によっては解体する。
- (15) 現場に搬入されている設備機器は、水没するおそれのない場所へ移動し雨水や湿気による機能低下を防ぐ措置を行う。
- (16) その他必要に応じて予防措置を講ずる。

第5 災害、公害及び事故発生時の措置

- (1) 工事施工中、ガス管等破損の不測事故が発生した場合は、直ちに、工事を一時中止するとともに、関係機関に通報し、併せて二次災害の発生を予防しなければならない。
- (2) 災害等が発生したとき受注者は、直ちに監督員に電話等で報告し、即時実地調査を行う。

緊急を要する場合は、必要に応じて関係官公署に連絡する。

監督員は、受注者からの報告で災害等の発生を知ったときは、速やかに課（所）長に報告するとともに、可能な限り状況を把握し、被害の拡大防止（特に、二次災害の防止）、状況によっては、応急措置あるいは現場保存等を指示し、必要に応じて関係官公署に緊急連絡するものとする。

人身事故が発生した場合は、前記の外、傷害の程度等を可能な限り確認するものとする。

第6 記録及び報告

- (1) 監督員は、公害に対する予防措置及び台風等災害の発生が予測される場合の予防措置をとらせたときは、その状況を確認の上、課（所）長に報告するものとする。
- (2) 受注者は、災害等が発生したときは、速やかにその状況を写真等により詳細に記録し、様式第1号の事故報告書を作成の上、監督員に提出するものとする。
- (3) 監督員は、受注者から様式第1号の事故報告書が提出されたときは、その内容を確認し、監督員の意見を添えた様式第2号の建築工事関係事故調査書を作成の上、課（所）長に報告するものとする。
- (4) 受注者は、近隣地域住民などの第三者からの苦情の申出があったときは、遅滞なくその内容について監督員に報告するものとする。

第7 復旧措置

復旧措置は、原則として課（所）の承認を得た後に実施するものとする。

附 則

1. この要領は、昭和62年4月1日から施行する。
2. 災害、公害及び事故に対する現場管理要領は、廃止する。

附 則

1. この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

1. この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1. この要綱は、平成29年4月1日から施行する。